



森林経営管理制度の進め方

まずは所有者の意向調査から

- ① 経営管理が行われていない森林(経営計画が樹立されていない森林など)を調査し、意向調査計画を作成します。
- ② 森林所有者の方々へ森林の経営管理に関する意向調査を行います。
※調査時期は地域により異なります。
- ③ 意向調査の結果を踏まえ、経営管理の方法を決定していきます。



新しい制度がつくられた背景

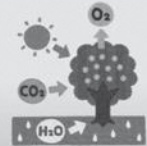
「伐って、使って、植える」森林資源を循環利用する時代に

国内の森林は、戦後や高度成長経済成長期に植栽されたスギ・ヒノキが大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えています。更に国材材の需要も年々増加しており、木材の安定供給が求められています。



森林の適切な経営管理による森林環境の保全が必要

長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代などにより、森林所有者の森林への関心は薄れ、手入れが不足している森林が増えつつあります。このままでは災害防止、地球温暖化防止など森林の公益的機能が維持できなくなる恐れがあります。



森林経営管理制度により期待される効果

市町村(地域)では

放置されていた人工林の木材生産が実施され、地域経済の活性化につながります。
山の手入れ不足が解消され、災害防止など地域住民の安全・安心につながります。
森林所有者は 市町村が介在することで、長期的に安心して任せることができます。

林業の成長産業化 と 森林環境の保全 を目指して

